

答 申 第 435号

第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 1月29日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成15年度以降の健康福祉局障害企画部障害企画課及び港区港保健所保健予防課（以下「港保健所」という。）が請求者に関する通報・相談等を受けた記録及び当該通報・相談等を受けて当該所管課が行った業務の内容がわかる文書に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 平成27年 3月12日、実施機関は、本件開示請求に対して、精神保健福祉相談記録を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 条例第20条第 1項第 3号及び同条同項同号ただし書括弧書きに該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報が含まれており、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあり、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報また開示請求者以外の者が開示請求者に知られたくないことに正当かつ具体的な理由があるものと判断できるため。

(2) 条例第20条第 1項第 7号に該当

本件保有個人情報には、関係機関とやりとりした情報や職員の評価・判断が含まれており、開示することにより本市の精神保健に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるものと判断できるため。

3 同年 4月 6日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対し

て異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

一部について開示をしていないが、すべて開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 決定を行った港保健所は、「一部について開示をしない理由」について、条例第20条第 1項第 3号及び第 7号をあげているが、一市民で何の権力・資格の無い開示請求者が、市機関の事務事業の公正・適正な遂行に支障を及ぼすことができるはずもなく、「開示請求者に知られたくない正当かつ具体的な理由」とも付記しているが、その判断が公正・適正でないと判断する。

開示をしない理由についても具体的に明白にしてもらう事により、開示請求者の理解が得られ、開示の目的である不公平の是正につながると判断する。

(2) 具体的に述べると、開示された港保健所の相談記録には、一部相談員の偏った見解による「ねつ造」とも取れる記載がある事や、一市民である私に対する公平・適正でないとと思われる第三者の評価・判断があると思われる事から、情報開示の本来の目的であると思われる公の機関の権力の乱用を防ぐ事が開示をしない事によって妨げられるからである。

開示請求者である私の精神衛生上においても、開示することによって安定する可能性もあり、港保健所側が何を根拠に開示を拒否しているのか、抽象的かつ被害妄想的でわからない。

(3) 本来開示請求者にとっては、「自傷・他害のおそれ」はほとんど無い事柄で、最も処分の重い措置入院という暴力行為が行われた理由（本人の病状も含め）について確認したいという欲求から発生したものである開示請求を、一方的に「開示請求者以外の権利・利益を侵害するおそれ」や「業務に支障」と決めつける事が当事者間の誤解に基づいていると思われる。

事実指摘や意見の交換によって行われるべき円満な人間関係の構築を無視した、ある種弾圧的な決定は間違っていると思う。一方的に加害者（公

的機関や請求者に害意のある第三者)の権利・利権のみが守られている感が否めない。

(4) 又、開示する事によって、ある種請求者から何らかの被害を受けるかのような記載があるが、何を根拠にしているのか提示してもらいたい。そこまで隠すのは、逆に何らかの不正行為があったからではないかと推察される。

公平な行政業務の為にも「措置入院」、「医療保護入院」と言った個人の身柄を拘束する行政処分については、当事者からの事実確認や、物理的証拠に基づいて行ってほしいと思われる。

(5) 末尾に、法律の設定の理由は、常識的なルールを明文化したものではないかと私は認識している事を申し添える。公平な社会の実現の為のルールだと思われる。一方的に市側の主張ばかり押しつけるのはルール違反だと考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報が含まれており、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあり、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報また開示請求者以外の者が開示請求者に知られたくないことに正当かつ具体的な理由があるものと判断できる。

また、当該公務員の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるものと判断できる。

2 本件個人情報には、関係機関とやりとりした情報や職員の評価・判断が含まれており、開示することによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるものと判断できる。

第 5 審議会の判断

1 争点

異議申立人が開示を求めている保有個人情報が条例第20条第 1項第 3号及び第 7号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 措置入院について

措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条に基づき、精神保健指定医 2名の診察の結果、その者が精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると 2名の医師から認められたときに、行政の権限により強制的に入院治療をする制度である。

4 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健福祉法第33条に基づき、保護者の同意と精神保健指定医の診察を要件として（当時）、本人の同意を得ることなく精神科病院にて入院治療をする制度である。

5 一部開示文書について

精神保健福祉相談記録は、保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年 3月31日、障第 251号、各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づき作成される文書であり、相談指導、訪問指導、社会復帰指導その他のケース対応に当たって、対象者ごとに相談指導等の記録を整理保管し、継続的な相談指導等に活用するものである。

6 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第 1項第 3号該当性

措置入院は、本人の同意なくその者を入院させる制度であることから、通常、本件個人情報の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予想される。

措置入院申請者氏名・住所・生年月日、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の者の個人情報に該当し、これらを開示することにより、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、当該開示請求者以外の者に直接かつ頻繁に説明を求めるとどまらず、当該意見に対する不満や苦情を述べたり、抗議をしたりすることも、措置入院が本人の同意なくその者を入院させるものであることから、全く考えられないものではない。

また、当審議会の調査によると、過去に本市において、本人の意思に反した精神科病院への入院に関与した公務員に対し、その自宅や転勤先に押しかける等の事例が発生している。

こうした事例自体は、本件において、必ずしも生じ得るものとは考え難いが、上記説示したところに照らせば、およそ具体的に生じ得ない事例であるとは言い難いところである。そして、このような事例が生ずれば、指定医その他本件措置入院手続きに関与した者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、その正当な権利利益を侵害するものと認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(1) 条例第20条第 1項第 7号該当性

医師、関係機関の職員の判断・情報、親族からの情報等については、特定の個人が識別しうる情報ではないものも含まれているが、これが開示されることにより、関係機関に対し、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、直接かつ頻繁に説明を求めたり、抗議をしたりする等、その正当な

権利利益を侵害するおそれが生ずることが考えられ、そのため、今後医師及び関係機関の職員が患者に伝えていない情報を記載することを躊躇し、率直な意見が得られにくくなるおそれがある。医師、関係機関からの情報は、保健所との相互の信頼関係に基づきやり取りが行われている。これらの情報が開示された場合には、今後協力を得ることが困難になるおそれがあると認められる。

また、親族からの情報は非常に重要なものである。精神保健福祉相談は極めて個人的な情報を扱うことが多く、相談内容を開示することが前提となれば、家族等相談者が公的機関に対して相談をすることが難しくなる。精神保健福祉法による医療保護入院では、本人の同意がなくとも、診察医の判断と保護者の同意（当時）により入院治療を受けることが可能であり、その前段階における情報が開示された場合には、今後親族等から相談が期待できなくなると認められる。

上記で述べたとおり、これらのやり取りなくしては、精神保健福祉活動に支障をきたし、保健所の役割を果たすことが困難になるおそれがあると認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

- 9 なお、異議申立人の主張には自身の境遇等を述べるものが含まれていたが、これらは、非開示部分を開示するべきと判断するに足る合理的な主張であるとは認められない。

また、異議申立人は措置入院の妥当性や精神保健福祉制度への意見も述べていたが、当審議会はそれらについて判断する権限を有しない。

- 10 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 5月22日	諮問書の受理
5月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月22日	実施機関の弁明意見書を受理
6月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述

	申出書を提出するよう通知
7月27日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
10月21日	反論意見書を提出するよう再通知
平成28年 5月20日 (第214回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月16日	異議申立人の反論意見書を受理
6月17日 (第215回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
7月15日 (第216回審議会)	調査審議
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
平成29年 1月20日 (第222回審議会)	調査審議
2月 2日 (第223回審議会)	調査審議
4月21日 (第225回審議会)	調査審議
5月12日	答申